文化庁月報 No.381
2000年6月号

CONTENTS

特集／文化財建造物の修理

4 【巻頭言】文化財建造物の修理の過去と未来……大河直躬
6 【解　説】重要文化財建造物の修理――現状と課題……建造物課
9 コラム／修理用資材の確保に向けての文化庁の取り組み
10 【論　文】文化財所有者による日常の維持管理――その取り組みと課題……後藤佐雅夫
12 修理技術者と技能者の育成……近藤光雄
14 檜皮の安定供給に向けて……柴田映昭
16 文化財建造物の修理をまちづくりに活かす……井上欣也
18 登録文化財制度の特色と問題点――矢橋家住宅の保存修理工事を通して……山崎鋼介

ACA NEWS

○平成12年度移動芸術祭巡回公演春季公演日程決まる……33
○平成12年度芸術体験劇場公演日程決まる……33
○平成12年度公益信託大成建設自然・歴史環境基金の募集……36
○文化庁長官に感謝状と勲章――アジア太平洋地域文化財建造物保存修復協力事業……37
○平成11年度文化庁買上優秀美術作品決まる……38
○文化財保護法50年……39

イベント案内

○東京国立博物館「室町時代の書」／41
○東京国立近代美術館フィルムセンター「偉大なる〝K〟(2)：黒澤明」／42
○国立国際美術館「空間体験ー《国立国際美術館》への6人のオマージュ」／43
○「発掘された日本列島展―新発見考古速報展」／44

新国立劇場 スポットライト／45
7月の国立劇場／46
芸術文化振興基金ニュース／47
表紙解説／編集後記／48

連　載

●MEDIA ARTS GALLERY⑬「もののけ姫」／20
●Cross Road 中江裕司さん（映画監督）／21
●これからのアートマネジメント⑮ 次世代のアートを育む⑤／24……熊倉純子
●らしんばん 世田谷パブリックシアター／26
●日本の伝統美と技を守る人々㉙ 歌舞伎小道具製作技術保存会／27
●地域発 文化で国際交流⑬ 岐阜県美濃市／30
●ことばの万華鏡⑮ 事実と意見―「も」の用法／32……水谷　修

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。
《ホームページアドレス》http://www.bunka.go.jp/
《ウェブマスターメールアドレス》webmaster@bunka.go.jp

巻頭言

文化財建造物の修理の過去と未来

千葉大学名誉教授　大河直躬

過去の蓄積と新しい課題

今年は、文化財保護法の制定から五〇年目に当たる。明治三〇年に日本最初の文化財保存のための法律である「古社寺保存法」が制定され、その翌年に薬師寺東塔などの修理が始まってからは、ほぼ一〇〇年が経過した。西ヨーロッパで一八三〇年代に、近代国家の手による文化財建造物の保存と修理が始められた時から数えると、約一七〇年である。

このような歳月の経過に伴い、文化財建造物の修理の原則と個々の技術的課題にも、かなり大きな変化が生じた。

技術的課題に限ってみても、文化財指定が最近増えている鉄筋コンクリート造の建築や鉄橋・トンネルのような土木構造物に、これまでの木造建築の修理の経験をそのまま応用することはできない。木造建築の修理でも、優れた技能を持つ職人や、檜皮（ひわだ）・茅（かや）等の材料の獲得が次第に困難になっている。

多くの近代建築や民家がそうであるように、現代社会に適した活用が要請される場合は、冷暖房・耐震補強・防災工事等が修理工事のなかに含まれてくる。この傾向は、今後さらに進むと考えざるを得ない。

文化財建造物の修理は、長い年月にわたる技術と経験の積み重ねを必要とするから、それに従事する専門技術者は、これまでの蓄積を十分に消化するとともに、一方では、今後の社会が要求する課題に対して、積極的に取り組まねばならない。

日本も世界も大きな社会的変化の節目を迎えている現在、文化財建造物の修理もまた、来し方を振り返り、未来のあり方を考えるべき時期にあると言える。

近代的文化財修理の原則の成り立ち

優れた価値を持つ建造物を、その価値を損なわずに後世に伝えようとする努力は、洋の東西を問わず近代以前から存在した。日光の東照宮や大猷院霊廟でほぼ二〇年ごとに行われた修理工事で、江戸時代中期に確立した方法は、その代表例の一つであろう。部材の漆塗りや彩色の配色・仕様を詳細に記録した「結構書」を作成し、彫刻等の彩色を更新するときは、あらかじめ配色を記録した下絵を作り、以前と同様の配色を再現できるようにした。またすべての箇所を一様な方式で更新するのではなく、破損の著しい外部は彩色や漆塗りの表層を剝ぎ落として修理するが、内部のそれは補筆にとどめ、狩野探幽の描いた陽明門の天井絵は補筆も行われなかった。しかし、このような近代以前の周到な修理は一部の貴重な建物にのみ限定され、他の多くの歴史的建物に適用されなかった。

西ヨーロッパでも、一九世紀に文化財建造物の修理が開始されてからしばらくの間は、修理の方針は個々の担当者に委ねられ、オリジナルな部分を破壊したり、恣意的に新しい部分を加えることが稀（まれ）でなかった。しかし修理事業を重ねるうちに、歴史的建物が多くの改変を経ていること、その科学的調査が必要なことが広く認識されるようになった。

その一例は、一三世紀着工のあと工事が中断していたケルンの大聖堂の修理・完成工事であろう。一八四二年にプロシャ王フリードリッヒ・ウィルヘルム四世を迎えて定礎式を行ったこの建物は、当初は「中世ドイツのある優れたマイスターの作」と考えられていたが、修理が進むうちに、多くの時期の工事の積み重ねであることや、フランス・ゴシックの影響が大きいことが明らかになった。

そのような科学的な調査に基づき、可能な限りオリジナルな形式と材料の保存をめざす文化財建造物の修理の原則は、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけての多くの学術的な討論と論争を経た後に成立した。

一九三一年に国際連盟に属する知的小委員会等の主催で行われたアテネにおける国際会議で採択されたアテネ憲章は、その原理・原則を最初に定式化したものである。一九六五年のイコモス（国際記念物遺跡会議）の第一回会議で承認されたベニス憲章（正式には、記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章）は、アテネ憲章を受け継いで、さらに内容の充実をはかった。

日本では、憲章のように明文化はされなかったが、昭和九年から始められた法隆寺の大修理で、科学的な調査方法が確立され、またそれに基づいた復元が行われ、詳細な修理工事報告書が刊行されるようになった。

アテネ憲章やベニス憲章が提示した原則のうち、特に重要なのは次の四点であろう。

①オリジナルな材料を尊重する。
②確実な資料に基づいて修理を行い、憶測による変更や復元は行わない。
③改造等の後世の付加物も尊重する。
④修理の過程を報告書や刻印等によって明らかにする（批判可能性）。

これらは、現在でも多くの修理で守られるべき価値を持っているが、限界もある。

例えば、木造建築では傷んだ部材を取り替えながら維持するのが世界的に見られる方法であるから、「オリジナルな部材の尊重」の厳密な適用は困難である。ましてや世界的に見れば、木造の歴史的建物が格段に多い。

またベニス憲章の「芸術的・歴史的証拠が偽造されることがないよう、新しい材料をオリジナルなものと区別できるようにしなければならない」の原則を極端に進めて、砲撃で失われた教会堂の一部を剝き出しのコンクリートで再建する修理が、しばらくの期間行われた。これは、建物を今後守ってゆく信徒の心情を理解しない方法であった。

文化財を将来に伝えてゆく主たる力は、それに日常接する人々の努力であり、修理の専門家ではない。そのような理解が、アテネ憲章やベニス憲章には欠けていた。

文化財建造物の修理

未来の修理に向けて

現在、日本と世界各国で文化財建造物の修理の解決すべき課題になっていることの多くは、一九六〇年代に発生していたが、九〇年代に入ると顕在化し、また非常に多岐な問題を含むことが明らかになってきた。

修理のための材料の入手難や、熟練した職人の減少や老齢化については、他の論者が述べられると思う。復元の原則についても、修理が最近増加している近世の庶民の信仰を集めた寺院では、祖師の遠忌ごとに大規模な改造や装飾の更新を行っており、建設当初の形式に復元するのが必ずしも最良と言えない。

所有者の自助努力による維持を前提とする登録文化財では、どのように復原と再生デザインを組み合わせるかが今後の課題である。

これらは、科学的調査や技術や経済に関する問題のほかに、文化財を未来に向けて保存してゆく精神や心情の問題も含んでいる。文化財建造物の修理が、まさに新しい時代の入口に立っているように、私は感じる。

解説

重要文化財建造物の修理——現状と課題

建造物課

はじめに

一世紀を越える我が国の文化財建造物の保護を振り返ると、大きく三つの特徴を挙げることができるでしょう。

一つは荒廃や破壊から伝統的・歴史的な建造物を守るため、国家主導により厳選的・重点的な保護施策がとられてきたことです。明治維新後の欧化主義や廃仏毀釈、昭和初期の経済不況、戦中・戦後の社会的混乱、高度経済成長やバブル経済に伴う開発事業などの中で失われゆく歴史的建造物を保護するため、明治三〇年に古社寺保存法、昭和四年に国宝保存法、昭和二五年に文化財保護法が順次、発展的に制定され、法改正やその運用を通して保護の対象を古社寺から城郭建築、旧公家・大名の屋敷、民家、洋風建築、近代化遺産等へと拡張してきました。

二点めは古代・中世を中心とする近世以前の古社寺が中心的な存在であったことです。重要文化財建造物（国宝を含む）三、六七三棟の九三％は近世以前の建立で、うち六割以上が社寺建築です。所有者の内訳を見ても社寺有六五％、国有・公有一七％、個人有一四％、その他四％となっています。

三点めは、重要文化財建造物の約九割が木造という現状が示すように、木造建築が保護対象の大部分を占めてきたことです。温暖湿潤な気候、台風、地震という地理的要因、燃えやすいという物理的要因を備える中で、古くは奈良時代からの木造建築が今日まで継承されてきたのは、先人のたゆまぬ努力があったからこそです。今日でも差し茅や雨樋補修等の小規模修理、雪下ろし、庭木の剪定、定期的な見回り、防災施設の保守点検等、重要文化財建造物の日常的な維持管理は所有者の努力に負うところが大きいと言えるでしょう。（論文1参照）

保存修理の実施方法

重要文化財建造物の修理は所有者及び管理団体により行われています。[1] 国有のものは国の予算により修理が行われ、今日までに二四件（一五二棟）の大規模な修理が完了しました。現在は旧岩崎家住宅で事業が実施されています。地方公共団体が管理団体となる国有文化財や、公有、民間所有の重要文化財にあっては、多額の修理経費に所有者あるいは管理団体の負担がたえないことから、多くが国の補助を受けて行われています。

国庫補助による保存修理事業（以下、保存修理事業）の方針は、破損の程度によって次のように大別されています。

《根本修理》　建物の不同沈下や木組みの緩み、腐朽、蟻害等により建物の構造を成す軸部材（柱、梁、桁、貫等）にまで破損が進行している場合に、建物の部材を一つひとつ取り外し、傷んだ部材の補修・取り替えを行って組み直す。建物の全部材を解体する「解体修理」と、軸部の大半は解体しないで行う「半解体修理」とがある。

《維持修理》　建物の性能を維持・向上するために必要な修理。軸部に影響が及んでいない局部的な破損の繕いを行う「部分修理」、屋根葺材の耐用年限に応じて葺き替えを行う「屋根葺替」、漆塗り、彩色、ペンキ塗り等、経年により褪色や剝離・剝落した塗装等の補修や塗り替えを行う「塗装修理」とがある。

木造の建造物が、文化財としての価値を失うことなく適正に保存されるためには、経験的に約一〇〇年ごとの根本修理、約三五年ごとの屋根葺替、約四〇年ごとの塗装修理を実施する必要があると言われています。

文化財建造物の修理

我が国の保存修理の特徴

これまでの保存修理の大きな特徴は、修理に伴う解体作業の中で、部材の新旧やそれに残る痕跡等を丁寧に確認し、建物の改修の歴史を明らかにした上で、その建造物が学術的、芸術的所産として最も価値が高かったと判断される時期の姿に復原し、有形文化財としての純粋性の再現に力が注がれてきたことです。

保護法第四三条一項には、重要文化財の現状を変更すること（以下、現状変更）の制限が規定されていますが、[2] この条項が適用される多くの場合は修理に伴う復原的行為に対してです。

こうした修理方法により、過去の様式やそれを生み出す伝統的技術が建造物と一体的に保存・継承されてきたことにも注目すべきでしょう。

文化財の保護に補助金を交付することが法で定められたのは、古社寺保存法に始まりますが、一〇〇年にわたる保存修理事業の実施においては、国の認める技術者がその設計監理を行ってきました。国庫補助により継続的に一定量の修理件数が確保される中では、修理にかかわる技術及び技能が一つの枠組みの中で育成・向上されてきました。

根本修理や、特に重要な修理については、解体調査の記録、復原や整備の方針及びその根拠等が図版や写真と共に修理工事報告書としてまとめられ、学術資料や同時代の建物や類似の建物を修理する時の貴重な資料として活用されています。国、都道府県、市町村指定の文化財建造物について今日までに一、六〇〇冊以上が刊行されています。

近年の保存修理事業に見る課題

保存修理事業は、国の予算上、一般修理と特殊修理に分けて実施されています。

特殊修理は修理に高度の専門的調査や特殊な技法による施工を必要としたり、長期かつ多額な経費を要する等の特別な事情があるものに対して行うものです。文化財保護法施行以降、一五件（三七棟）について事業が完了し、現在は本願寺大師堂、唐招提寺金堂など八件で工事を実施しているところです。そのうち栃木県の日光二社一寺（東照宮、二荒山神社、輪王寺）では、彩色、漆等の塗装工事を中心に昭和二五年度より継続して実施しており、現在は第三期工事に取りかかっています。

特殊修理以外の事業は、一般修理として、各年度の予算規模に応じて計画的に実施されており、ここ五年間では年度平均一三六件（事業総額平均約七〇億円）の事業が行われています。

近年、文化財を取り巻く社会情勢の変化の中では、主に次に述べるような課題が保存修理事業に関して指摘されています。

《資材調達及び技能者育成のシステムの再考》

古社寺や民家等の木造建造物を対象とした従来の取り組みにおいては、大径材や長尺材、天然顔料など伝統的な修理資材の確保が困難・高価格となり、こうした一般市場には流通されない特殊な資材を量及び価格面から安定的に供給できるシステムの構築が急務の課題となっています。（コラム参照）

また、技能者の高齢化が進む一方で、それを継承する中堅及び若手技能者の数が不足し、優れた文化を継承・発展させていく担い手の育成・確保についても検討が進められているところです。（論文2参照）

古代から屋根葺材として用いられてきた檜皮については、檜皮採取用林の減少と、立木から檜皮を採取する原皮師の減少という両面からの問題を抱え、供給量が通常の需要に追いつかない状況となっています。加えて、近年の台風被害により厳島神社（広島県）の社殿や室生寺五重塔など多くの檜皮葺屋根が被害を受け、より深刻な問題を投げかけています。（論文3参照）

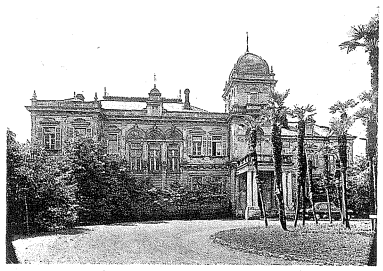

旧岩崎家住宅（文部省所管）：平成３年度より保存修理工事に着手され、平成12年度は洋館の内装及び撞球場の屋根や壁の補修が行われる予定。毎週金曜日は、一般に公開されている。

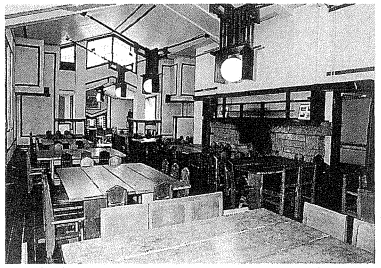

自由学園明日館中央棟２階食堂：世界的な建築家Ｆ・Ｌ・ライト及びその弟子である遠藤新の設計により大正10～15年にかけて中央棟、西教室棟、東教室棟、講堂が建築された。平成10年度より半解体修理が実施されている。

《新たな分野における理念、技術の構築》

近年、木造建造物の保存修理においては、勝興寺本堂（富山県）、浄興寺本堂（新潟県）などの大規模な近世社寺建築や、旧呉服座（愛知県）や八千代座（熊本県）などの劇場建築等が対象に加わり、内容が多彩になってきました。

旧日本銀行京都支店（京都府）、旧香港上海銀行長崎支店（長崎県）、旧山邑家住宅（兵庫県）等、煉瓦、石、鉄筋コンクリート造の建造物の修理も増えてきました。こうした近代建築においては、時代や地方性による範を示すものもあれば、山口県旧県会議事堂（山口県）のように建築当時に輸入した設備や内装材等に大きな特徴を示す場合や、自由学園明日館（東京都）のように著名な建築家の独自の様式が修理方針に大きな影響力を持つ場合もあり、事業ごとにかなり顕著な特徴を表わしています。

遠からず近代化遺産（産業・土木・交通遺産等）についても修理の必要性が生ずることが予想され、従来とは種別、規模、材料等が異なる新たな分野の文化財については保存修理に関する方針の確立、技術の導入が急がれていると共に、設計監理のあり方が大きな検討課題の一つとなっています。（論文２参照）

《時代が求める新たな展開に応えて》

修理対象及び内容が広がりつつある状況に加え、平成七年一月の阪神・淡路大震災を契機に、耐震対策の重要性が大きく認識されるようになりました。(3)

また、所有者や地域住民、地方公共団体などにおいて文化財に対する関心が高まり、それを積極的に活用したいという希望や意欲が高まる中では、日常の管理計画のあり方や保存修理の方針・方法についても少なからず見直しが求められています。(4)

保存修理に伴う現状変更の方針を検討する上でも、構造補強による安全性確保や、修理後の管理や活用のあり方が、より大きな要素となりつつあります。

近年では、保存修理事業の実施を文化財に対する興味・関心を高める貴重な機会ととらえ、積極的に現場公開をしたり、まちづくりに活かす事例も増えてきました。（論文４参照）

《登録文化財の維持、管理、修理への対応》

平成八年六月に文化財保護法が一部改正され、文化財登録制度が導入されました。地域の活性化のために文化財を積極的に活用しながら緩やかに守っていこうとするこの制度は、文化の時代・地方の時代の到来の中で、従来の厳選的・重点的な指定制度だけで文化財を継承していくことの不十分を改善するために創設されました。すでに一、八〇〇件を超える登録物件の中には、住宅、事務所、工場、公共建築等の建築物のほか、橋、トンネル、ダム等の土木構築物など多種多様なものが含まれます。

登録数が急増する中では、所有者や地域住民による自主的な保護と活用を促進するために、身近なところから技術支援できる専門家の養成が関連各分野で求められています。（論文５参照）なお、登録された建造物については、平成九年度より保存修理事業を行う所有者に対し、その設計監理費の二分の一が国庫より補助されています。

おわりに

これまで文化財建造物の修理は、特殊な分野として一般の建築行為とは一線を画した領域として認識され、その専門に特化した修理技術者たちによって行われてきました。しかし、修理対象が多岐に及び、文化財に用いられる資材や技術が現在の一般的な建築及び土木構造物のそれとの関連を強めていく中で、また、市民社会が成熟し、文化財に対する一般の意識が向上する中では、これまでの技術の集積を広く社会と共有し、協力を深めながら、保護の対象となる建造物の種類・特性に応じた新たな展開を図ることが求められています。

（文責／建造物課文部技官・下間久美子）

【注】

(1)文化財保護法では、重要文化財の管理は原則として所有者が行うこととされ、特別な事情がある時には管理責任者を置くことができる。所有者が判明しない場合や、所有者もしくは管理責任者による管理が非常に困難である場合等には、文化庁長官は、地方公共団体等を管理団体として指定することができる。

(2)最初に着手された保存修理事業は、中尊寺金色堂（岩手県）、醍醐寺五重塔（京都府）、新薬師寺本堂（奈良県）等の七件。

(3)耐震対策に関し、文化庁では有識者の協力を得て平成八年一月に「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」を策定し、平成一一年四月には「重要文化財（建造物）耐震診断指針」及び「重要文化財（建造物）所有者診断実施要領」を、平成一二年三月には「重要文化財（建造物）耐震診断指針参考資料集」をまとめている。

(4)活用に関しては平成一〇年三月に「文化財建造物活用事例集―」を作成するほか、平成一一年三月に「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」を、平成一二年四月には「文化財建造物保存活用計画参考事例集」をまとめている。

【主要参考文献】

①中村雅治「文化財建造物の修理工事」（朝日新聞社「日本の国宝一〇九」一九九九年四月）

②『新建築学大系50―歴史的建造物の保存―』（彰国社、一九九九年四月）

③『建造物要覧』（文化庁建造物課、一九九〇年）

④文化庁監修『新しい文化立国の創造をめざして―文化庁30年史―』（ぎょうせい、一九九九年）

文化財建造物の修理

コラム

修理用資材の確保に向けての文化庁の取り組み

重要文化財建造物三、六七三棟の約九〇％が木造であり、うち約半数が茅や檜皮のような植物性屋根葺材で葺かれている。常に風雨にさらされている木材や屋根葺材は腐朽等を避けることはできず、定期的な修理が必要である。修理において、文化財としての価値をどれだけ維持できるか、残すことができるかは重要な課題であり、その意味から、やむをえず取り替えなければならない材料は元の材にできるだけ近い材であることが求められる。しかしながら、近年の社会状況や経済機構の著しい変化によって、一般市場に流通しなくなっている材料、例えば大径長大材や普通の建築には使われない特殊材、屋根葺材である檜皮などの確保が年々深刻な状況になっている。

文化庁では、これらの状況に対処するために、平成九年度より文化財を支える修理用資材や道具に関する調査を行っている。

また、演習林をもつ全国の大学と協力し、大径長大材及び特殊材等の調査研究も進めている。この調査研究では、①文化財修理用資材調査及び需要予測、②高品位材の市場調査及び供給能力の予測、③大径木のフィールド分布調査、④保存林の事例研究、⑤分布台帳作成及び需要供給の検討、⑥データベースの構築、⑦高品位材等の基準設定、⑧樹木育成技術の研究、⑨檜皮採取による樹木への影響調査、⑩保存林の設定の検討、などが行われ、現在、報告書を作成中である。これらの調査結果を元に、今後の修理用資材の確保を検討し、次なる具体的な施策を立てていく予定である。

檜皮については、文化財建造物の所有者、市町村や県の地方行政、林野庁や近畿中国の営林管理局などに檜皮が採取できる森の提供を呼びかけ、檜皮採取のための森の創設を進めている。呼びかけによって、複数の個人や自治体からの協力の申し出があり、所有者と保存会との間で採取林創設の協力のための覚書が交わされるまでになっている。兵庫県山南町では檜皮採取の研修林が創設された。岡山市も修理用資材の確保のための検討会を立ち上げ、地方行政が文化財建造物の修理のために積極的に動き出すなど、徐々にその成果が実を結びつつある（論文３参照）。その成果は、将来的に修理用の木材の確保ができる森の創設にも発展できるものと考えている。

今後、文化財建造物を保存するためには、建造物という有形物の保存に努力することはもちろんであるが、それだけではなく、修理技術者や修理用資材の確保を含めた修理に必要なシステム全体を再検討し、個人や地方行政の積極的な協力体制をつくるなど、国民一人ひとりが誇りを持って文化財の保護に取り組んでいけるような安定した総合的な修理体制をつくることが重要であろう。

（建造物課主任文化財調査官　辻面嗣人）

論文1

文化財所有者による日常の維持管理
――その取り組みと課題

㈳全国国宝重要文化財所有者連盟事務局長
後藤佐雅夫

(1) はじめに

文化財であるなしにかかわらず、建造物にとって日常的管理は欠くことのできない大切なことである。雨漏りや木部の腐朽は常日頃のわずかな注意でかなり防ぐことができる。地震や台風のように避けがたい天災もあるが、長い歴史を持つ文化財は、先人達の様々な工夫により災害に耐え、今日に継承されてきた。

日常的管理の基本は点検にある。私事であるが、京都府教育庁文化財保護課在職中には、所有者自身が専門家ではないため、破損を見つけることが困難なことが度々見受けられた。しかし、専門職員をおかない都道府県では相談する窓口もなく、所有者の気づかぬままに傷口を深めることもある。このようなことから、所有者自身が建造物に対する基礎的な知識を持ち、その破損の見方を知ることが大切と思われる。

(2) 維持・管理上の問題

㈳全国国宝重要文化財所有者連盟（以下、全文連）では、平成六年に文化庁の協力を得て、日常的な管理や防犯・防火の手引書となる「文化財保存・管理ハンドブック（建造物編）」を発行した。その中では、次のような事柄についても注意を喚起している。

①縁下や床下に丸太や古瓦が積み重ねられると、通風を遮断して腐朽や蟻害を招き、防災上も危険である。

②叩き土間は乾燥がひどいと亀裂を生じやすく、塩をまく等して適度な湿気を与えるとよい。

③雨漏りの原因を作らぬよう、雨樋は常に清掃し、破損等は早急な手当が求められる。

これらは、一般的・常識的なことであるが、老夫婦だけで建物の維持に努めている場合や、交通の便の悪い場所に立地し、無人化している場合など、所有者・管理者のみでは負担をまかないきれないこともある。

全文連ではこのような維持・管理上の問題について所有者の生の声を聞くため、平成七年二月にアンケート調査を実施した。社寺等の宗教施設と民家では活用や管理方法が異なるが、八六名からの回答を整理すると、文化財の種別よりは立地する環境の条件により、共通の問題を見いだせることに気づく。

特に山中など周囲を樹木に囲まれて建つ場合には対処しづらい問題が多い。例えば屋根が檜皮や茅の場合、落葉が屋根を覆った状態で長い間放置すると、種子が発芽して樹木の格好の土壌となる。できるだけこまめに落葉を取り除くことが肝要であるが、危険を伴ったり、神仏の鎮座する屋根に上ることの宗教的問題もあって、思うような処理ができない。建造物周囲の樹木の枝落としをする必要もあるが、御神木であったり、費用面での負担が大きかったりで手付かずとなることもある。このような場所は周囲の自然が良く残るゆえに、鳥獣によって建物の屋根や壁に度々穴を開けられてしまう。動物愛護の観点から処理することも難しく、そのつど、穴の補修に追われているのが現状である。

そのほかにも、建造物が水際に建つ、豪雪地帯に立地する等、環境による共通課題を大別することができた。アンケート結果からは、近年の都市部での問題として、一般住宅火災による類焼の危険が高まり、大気汚染による錆金具や銅板葺への影響が深刻化している様子がうかがえる。

文化財所有者・管理者は、建物本体の維持のみならず、防災設備や施設の管理にも気を配っている。防災設備のうち自動火災報知設備（以下、自火報）については、消防法令により型式失効となった物の改修に費用がかさみ、経済的な負担に悩まされている。防災機器は日進月歩で性能が改良されているが、消防ポンプ等については機能する限り機種の新旧を問わず大切にされており、修理の際に取り替え部品の在庫がないこともある。過疎化した地域に建つ社寺・民家や、観光地で不特定多数の人々が出入りする社寺等では、放火や仏具、神具の盗難に備えて防犯設備の必要性が高まっている。しかし経済的な理由から先送りされることも少なくない。

台風による柿葺屋根のき損

(3) 課題の克服に向けて

日常の維持・管理にかかわる問題を挙げればきりがないが、文化財所有者が持つ共通の悩みは、その性質上、次のように分類できる。

①修理、維持・管理に要する知識・情報の不足
②修理、維持・管理に要する費用負担の大
③防災・防犯・保存施設の整備に要する費用負担の大
④修理等に必要な各種資材の確保の困難
⑤修理技術者、伝承技術継承者の不足
⑥個人が所有する民家の後継難及び後継後の維持・管理の課題

いずれも個人の努力だけでは解決しがたく、全国の所有者・管理者が連携して問題にあたることが必要と思われる。こうした連携の力こそが全文連の真の目的と言えよう。

前記①④⑤等に対しては情報のネットワークの構築・強化が求められる。全文連では年二回の総会、各ブロックごとに開催される「文化財所有者連絡会」（北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州の六ブロック）、年四回発行の会誌等を通じて所有者・管理者が情報や意見を交換できる場を設けている。また、文化庁と「重要文化財建造物管理実務検討会」を共催したり、ブロック別に「文化財保護研修会」を催す等、研修の機会の提供にも努めている。全文連事務局では文化財の維持・管理等に関する会員の相談も受けており、必要に応じて専門家の紹介なども行っている。

②③⑥のように経費負担や税制とかかわる問題については、所有者・管理者の要望を取りまとめ、文化庁をはじめ、国の関係機関や地方公共団体に状況の改善を働きかけてきた。昭和五四年度に差し茅、庭園樹木剪定、防災施設の点検等、指定文化財の維持・管理費を補助対象とした制度が新設された。このような経費は、大きな金額ではないものの、定期的な出費が所有者・管理者のかなりの負担になってきた。国庫の管理において少額補助に難色が示される中で、こうした小さな維持・管理費への補助の必要性が認識されたことは、全文連の功績の一つである。平成六年度に税制改革の一環として「文化財敷地の固定資産税の課税化」が浮上した時には、全国重文民家の集いと協力し、非課税存続の必要性を連日のように文化庁、大蔵省等に訴えた。結果、多くの関係者の協力を得て現在まで非課税の措置が存続している。なお、全文連でも独自に会員が重要文化財の保全のために行う事業、または、それに付随する事業に財政的援助を行っている。

④⑤に対しては、文化財に関係する各種団体との連携を深めるとともに、全文連でも独自に技術者養成等に支援を行っている。

(4) おわりに

全文連は、昭和五二年九月に全国重要文化財所有者連絡協議会として設立し、平成四年五月に社団法人となって組織の基盤の強化を図ってきた。しかし残念なことに、今日最も問題となっているのが会員数の伸び悩みである。

組織は主に正会員（国宝・重要文化財の所有者）と賛助会員（全文連の事業を援助する法人または個人）から構成されている。重要文化財の保存環境の効率的な改善を「連携」によりめざす中では、一人でも多くの方に連盟の活動をご理解いただき、会員として取り組みに参加していただきたい。

重要文化財の所有者は、私物であって私物でない財産の管理義務を負うと同時に、我が国の文化的精華の一端を負う思いの交叉する中で、気持ちの休まらない日々を過ごしている。所有者・管理者の努力と国民の協力によってこそ、文化財は守られるものであり、全文連としてはこれからも文化財の保護に一般の方々の関心、理解、そして保護に対する参加意識をいただけるよう努力していきたい。

論文2

修理技術者と技能者の育成

(財)文化財建造物保存技術協会
企画室長
近藤光雄

(1) はじめに

国宝・重要文化財建造物の修理は、明治三〇年の古社寺保存法制定以来、特定の専門技術を有する修理技術者により設計監理が行われてきた。この理由の一つは、社寺建築が修理の中心であったため、専門的知識を必要とし、修理現場での経験が技術修得の唯一の手段であるなど、徒弟制度に近いかたちで修理の技術が継承されてきたためであろう。現在修理技術の継承は研修が中心である。

(財)文化財建造物保存技術協会（以下、協会）は、昭和四六年の設立当初からこの修理技術者の研修を担当している。昭和五三年に文化庁により「建造物修理」と「建造物木工」の文化財選定保存技術保持団体に認定されてからは、木工技能者の研修も行っている。これについては『文化庁月報』三七七号（平成一二年一月）「日本の伝統美と技を守る人々・選定保存技術27」で紹介しているので参照されたい。

(2) 修理技術者育成の現状と課題

修理技術者の研修は、これまで養成研修、中堅研修、主任研修、幹部研修の四段階に分けて行ってきた。

研修の内容は社寺の修理を中心に組まれてきたが、時代の推移に伴ってカリキュラムの変更や議題を変え、内容の充実を図ってきた。二九年間の積み重ねの中で、一定の実績をあげてきたと自負している。

しかし、現在の研修担当者として、ここ数年間の動向から、対応の限界を痛感することが少なからずある。文化財建造物を取り巻く環境が大きく急速に変わろうとしており、文化財の領域の拡大と、それに伴う修理業務の多様化が始まったのである。以下に、修理技術者及びその育成の課題をまとめてみたい。

一つは、修理技術者を抱える自治体や各団体が、長い歴史の中で各組織の事情に応じた展開をし、研修における共通の議題を見いだしがたくなってきたことがあげられる。

二つめに、阪神・淡路大震災を契機とした安全性の重視と、ゆとりの追求における文化財の活用の重視という潮流により、修理の中で、保存、構造補強、活用をセットにして考えねばならなくなったことがあげられる。修理技術者には構造の専門家やデザイナーと協調していくための基礎的知識が求められている。

三つめが最も大きな課題である。それは、近代文化遺産と登録文化財による新たな文化財修理の広がりにあり、もはや従来の修理技術だけでは対応できなくなってきている。修理する対象によっては他分野にわたる専門家と協力しなければならず、修理技術者の役割はこれまでとは大きく異なってこよう。

以上の三点のうち一つめはマイナーチェンジで対応できるかもしれない。しかし、残る二つは大きなモデルチェンジが必要と思われる。

(3) 木工技能者育成の現状と課題

技能者のうち、木工技能者の育成については、次のような課題が見受けられる。

①修理の仕事をしたいが、その機会がない
②文化財に関する情報が得られない
③欧米諸国に比べ技能者の社会的地位が低い

協会では、木工技能者研修及び木工主任技能者研修の修了者をそれぞれ文化財建造物木工技能者（以下、普通技能者）、文化財技能者木工主任技能者（以下、上級技能者）に認定している。しかし、せっかく技能者の認定を受けてもそれを活かす仕事がないと、普通技能者の多くが嘆いている。その一方で上級技能者は九〇%が研修後も文化財工事に従事している。これは上級技能者（五〇～六〇歳代中心）は所属する組織の中で仕事の受注に対する大きな決定権を有しているのに対して、普通技能者（三〇～四〇歳代中心）は会社等の中で仕事を選ぶ立場にないことが要因になっているものと考えられる。

この状況は木工にかかわらず、他の職種でも同じであろう。文化財工事が他の公共工事と同様に競争入札によっているため、一つの業者が継続的に文化財関係の工事を得ることが難しいのである。この競争入札によって、経験の少ない業者が参入し、新たな技能者の確保へとつながっていく利点も考えられるが、こうした業者が継続的に文化財工事にかかわる可能性は低く、むしろ設計監理を行う修理技術者の努力では抗しがたい施工の質の低下が懸念されているのである。

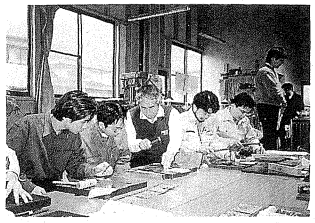

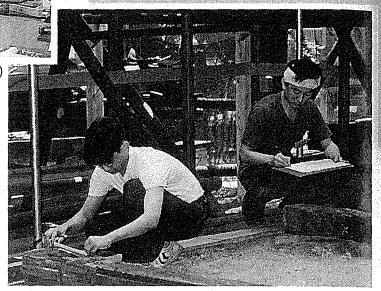

保存修理技術者養成研修における（上）錺金具の実習と（右）古材の調査

さらには技能者にも、文化財の領域の拡張により新たな課題が生じている。社寺建築や民家であれば大工の役割が重要であるため、木工研修を行うことが施工の質の向上へとつながった。洋風建築では木工以外にも塗装工や屋根葺師の役割が大きくなるため、設計監理者がコーディネイト役を果たしてきた。しかし煉瓦造、石造、コンクリート造の近代建築では、求められる職種がさらに広くなり、この傾向は近代化遺産でますます顕著である。

中心がなく多種にわたる技能を必要とするとき、技能者の研修はどうあるべきだろうか。

(4) おわりに——今後の方向性を考察する

最後に技術者及び技能者育成の今後のあり方について、若干の提案を試みたい。

《技術者育成について》

技術者育成の課題は業務の多様化への対応に集約できよう。まず、研修の内容については、より基本的な技術や各組織に共通な設計課題へと絞り込んでいく必要があろう。こうした基本的、共通的課題の中にさえ、建物の種類に応じた標準仕様や部掛（ぶがかり）の見直し、近代建築の修理マニュアル作成等、早急に取り組まなければならない事項が多く残されている。

構造補強や活用に伴う諸設備の導入等は、修理物件に応じてこれまでの文化財修理技術を応用していく必要があり、研修以前に、それぞれの文化財関連団体でその個別のケースを通じた検討に力を入れるべきである。協会では今年度から大幅に予算を増やし、この部分での内部研修に力を入れる計画である。

また、急速に数を伸ばしつつある登録文化財に対して、修理技術者のコミットの仕方についても具体的方法が明確にされなければならない。土木構造物を含む近代化遺産の場合には、求められる修理技術者像から模索していく必要があろう。

《技能者育成について》

文化財修理については、今なお指名競争入札が行われている。文化財を専門に扱う業者を限定し、他の業者の新規参入を認めないこの入札方法については、社会的な問題も指摘されているが、国宝の修理や、高度な専門的技術を有する工事等に限っては、指名競争入札あるいは随意契約により、施工を一定の経験者に任せる必要がある。それは、優秀な技能者の確保・育成にもかかわることである。後継者の少なくなってきた職種も多く、継続的に特定の業者・職人に頼れる仕組みは今後も不可欠である。文化財には常に良質な施工が要求されるのである。

一方で近代建築や近代化遺産に従事する技能者育成については、公開講座等を通じて、広く多くの建築・土木関係者に文化財修理の情報が提供されることが求められよう。同時に、設計監理を行う技術者がその技量を広げるために、いろいろな職種の技能者から研修を受ける機会があってもよい。

協会には、これまで蓄積された建造物修理及び建造物木工の技術・技能の蓄積がある。今後も公益法人として、これまでの蓄積を活かしつつ、時代の変化に対応した建造物修理の環境づくりに寄与していきたい。

論文3

檜皮の安定供給に向けて

岡山市市長公室上道支所
産業建設課
柴田映昭

(1) はじめに

岡山市には吉備津神社本殿及び拝殿（国宝）、同神社北随神門（重要文化財）のほか、県指定有形文化財二棟、市指定有形文化財四棟の檜皮葺の建造物がある。吉備津神社本殿及び拝殿は、昭和三一年に屋根葺き替えが行われてから四〇年以上が経過し、経年による屋根の摩耗が著しい。近年中に必要とされる屋根の葺き替えに備え、平成一〇年八月、岡山市都市整備局長から市内のヒノキ（五〇～六〇年生以上）の分布地域、数量、所有者に関する調査依頼が、植物の生態及び育成管理を専門とする私にあった（当時は緑政課に所属）。

調査は市教育委員会文化課の協力と文化庁建造物課の助言を得て行い、この活動をきっかけに、平成一一年一月二四・二五日に兵庫県山南町で開催された「第一回檜皮・柿葺技術保存全国大会」に参席する機会に恵まれた。

(2) 檜皮・柿葺技術保存全国大会に参加して

二日間にわたるシンポジウムと討論会では、〝現状と未来〟のテーマの下に技能後継者育成と修復資材確保の二つの問題が議論された。

技能者育成に関し、屋根葺師については㈱全国社寺等屋根工事技術保存会（以下、保存会）が国庫補助を受けて屋根工事技能者の養成研修を行っている。一方、檜皮を立木から採取する原皮師については、閉鎖性の強い特殊な職種のため技術の伝承が困難であり、生活や身分の保障が不安定、仕事の危険性が高い、孤独感にとらわれやすい労働環境、重労働などの要因が後継者の不足・不在を招いている。かつては全国に五〇人ほどいた原皮師が、現在ではわずか十数名となり、平均年齢も七〇歳前後と高齢化が進んでいる。前記大会でも今後の対策について意見は出るものの、方策の模索から抜け出ない状況であった。平成一一年五月に保存会がその総会で原皮師育成の研修に乗り出すことを決議し、一筋の光を見いだした思いでいる。

修復資材である檜皮確保については、以下の事柄が慢性的な資材不足の原因になっていることの認識が大会参加者によってなされた。

①熟練技能者の高齢化による作業効率の低下とそれに伴う檜皮採取量の減少
②収益効率のためのヒノキ（五〇～六〇年生）の伐採・出荷
③大径材（檜皮を採取するための八〇～一〇〇年生以上の立木）の伐採・出荷
④森林業の代替わりによる檜林管理（枝打ち等）の放置
⑤台風等の気象アクシデント
⑥檜皮を剝くことが樹木に悪影響を及ぼすという不認識と流言

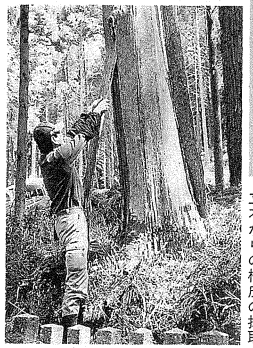

立木からの檜皮の採取
（写真／文化庁・江面嗣人主任文化財調査官撮影）

⑥に関して専門的見地から補足すると、樹木は樹皮層が厚くなると表皮の隙間に害虫や病原菌がつきやすくなり、細胞が破壊されて枯損・枯死や変形・変質につながる。ある程度の樹齢を経た樹木の皮を剝くことは、病害虫の防除につながり、木に悪影響を与えるものではない。

大会中に行われた葺き替えの実演を見学し、檜皮に掌を触れる中で、一二〇〇年の歴史を持つ檜皮葺を継承することの重要性が確信できた。檜皮の美しさ、それを活かす技術、両者の相乗効果により引き出された荘厳美。それはまさに昇華された日本文化の極みである。古から流麗な曲線美ゆえに宮殿や神社仏閣に多用された技術を何としてでも後世に伝承する義務があると啓示された思いである。

しかし、もはや旧態依然とした檜皮供給体制に依存するのみでは、その限界が遠からず訪れることが誰の目にも明らかである。岡山市では県内の各市町村と連携して檜皮を含む文化財修理のための資材調達を融通し、安定供給につなげていく「文化財修復資材安定調達システム」を構築することに取り組む方針であり、冒頭で述べた檜林の実態調査はこれに先駆けて行われたものである。

(3) 文化財修復資材安定調達システム

文化財修復資材安定調達システム（以下、システム）構築の基本コンセプトは「地元の文化財は、地元の住民が、地元の修復資材で護る」ということであり、次のような視点からの社会的環境の整備が求められよう。

①檜皮採取に係る現状を広く社会に伝える（マスコミ等を通じた積極的な情報提供）
②文化財所有者の意識の向上を図る（自らの文化財の継承者たる気風の醸成）
③文化財を市民の手に取り戻す（修理現場の公開等による市民の参加の鼓舞）
④理技術を維持できる環境を整える（技術者・技能者の地位の向上と生活の安定）
⑤理資材の長期的・安定的な供給体制の確立を図る（公有林や民有林の活用及び森林所有者への協力依頼）

こうした課題に応えるためには何よりも情報及び物流のネットワークを創設・拡張する必要がある。自治体として中立的な立場にある岡山市には、市関連部局の連携を強化し、文化財所有者、檜林所有者、森林組合、建築関係者、学識経験者、行政関係者等との連絡調整を図り、必要な調査研究を推進し、広く情報提供を行うことが求められている。

(4) 岡山市の取り組み

岡山市では保存会と協力し、平成一一年二月に檜皮採取の実地研究会を岡山県賀陽町の吉川八幡宮（本殿が重要文化財）で開催した。次いで同月、市内部で都市計画、緑政、建築、環境保全、文化等にかかわる部局で構成した「檜皮問題関係局長会議」を開催して行政的取り組み手法の検討を行った。

同年四月には大学の建築学研究者の力を借りて研究会を開催し、一般市民や建築関係者に現状の説明と協力の呼びかけを行った。

同月、民間ユネスコ運動を推進する岡山ユネスコ協会に連絡をとり、文化財保存のための資材確保について協議を重ね、六月開催の「日本ユネスコ運動全国大会 in 岡山」においては、今後のユネスコ運動の一つとして檜皮確保のアピールに取り組むことが確認された。

六月には二回めの檜皮問題関係局長会議が開催され、平成一二年度国・県に対する重点要望事項の一つに「檜皮葺建物の檜皮資材の確保について」を取り上げることが確認された。翌月には岡山市長が文化庁及び岡山県に重点要望事項を提出している。

それ以降も文化庁、岡山県、保存会等と協議を重ね、一〇月には岡山県、岡山市を含む県下九市町村、保存会、岡山県内の学識経験者等により、吉備古建築修復資材調査検討委員会（以下、委員会）を設立するに至った。この委員会は、吉備地域（岡山県域）における古建築修復資材の実態調査を実施し、文化財建造物等古建築の保存や修復に役立てることを目的としており、目的を達成するために以下の事業を行うものである。

①吉備地域の古建築修復資材の調査
②修復資材の安定供給を図るネットワーク作りの検討
③その他、目的を達成するために必要な事業

吉備古建築修復資材調査検討委員会の立ち上げにより、前述するシステムを実現するための全県的な活動が可能となった。平成一二年度は日本芸術文化振興会の助成金により、具体的な調査活動、檜皮採取システムの検討、シンポジウムの開催等を行う予定である。

(5) おわりに

二年に満たない取り組みの中で委員会を設立できたことは、大きな成果と考える。文化庁建造物課、近畿中国森林管理局、岡山市内各大学、県下各教育委員会、岡山ユネスコ協会、保存会の関係者等、多数の方々から貴重な意見や指導をいただき感謝の念に絶えない。今後もこうした協力関係を強化・拡張しながらシステムの実現に努力していきたい。

岡山市独自の取り組みが岡山県下の取り組みに広がった。今後、成果をあげる中で、活動の輪が全国にまで広がることを期待したい。

論文4

文化財建造物の修理をまちづくりに活かす

山鹿市教育委員会文化課
井上欣也

(1) はじめに

山鹿市は、九州の中心部に位置し、古くから温泉地として栄えてきたところである。平安時代（九〇〇年代初め）に書かれた『和名抄』に、山鹿は「温泉郷」と紹介されている。

近世になると、豊前街道沿いの宿場町として、また、市内を東西に流れる菊池川の水運を利用した物資の集散地として、県下では熊本市に次ぐ第二の商業都市としてにぎわいを呈してきた。

加藤清正の没後、肥後五四万石を継承した子息加藤忠広が失脚し、次に肥後の領主となったのが、細川忠利である。忠利は、寛永九年（一六三二）小倉を発ち、豊前街道を通って熊本に入るが、肥後国で最初の宿をとったのが山鹿であった。以後、細川氏は山鹿に御殿湯を造り、宮本武蔵などを呼び、別荘地として利用した。

明治には坂本龍馬や勝海舟など、明治維新に多大な影響を与え、実学の思想を唱えた横井小楠の門下生たちが、山鹿の三大改革に着手した。

一つめが山鹿温泉の大改築（明治三年）、二つめが山鹿鉄道株式会社（後の鹿本鉄道）の創設（明治二九年）、そして三つめが八千代座の建設（明治四三年）である。

(2) 修理工事公開の背景

八千代座は、豊前街道から一〇〇mほど外れたところに建てられた。江戸時代の歌舞伎小屋の伝統的様式を伝える木造二階建ての建物で、桝席や花道、回り舞台などを擁する。

芝居小屋としての全盛期は大正末期から昭和初期にかけてで、歌舞伎や新劇、浪花節、コンサート、バレエなど様々なジャンルに利用された。しかし、映画やテレビの隆盛で昭和四〇年代後半から利用されなくなり、廃屋状態となる。雨漏りで天井が裂け、床が落ちた八千代座は、市民の復興運動により昭和六二年に蘇り、翌六三年に重要文化財に指定された。平成元年に条例や規則等を定め、以降、見学や貸し館として利用してきた。

平成八年から大がかりな保存修理工事に着手するが、平成元年から平成八年までに見学で約二二万人、公演等の観客で約二〇万人が、八千代座を訪れている。平成二年から始まった歌舞伎俳優の坂東玉三郎舞踊公演は、県外からの客が多数訪れ、全国的に注目を集めた。

八千代座の保存修理工事に着手する平成八年末は、日本全土を不況の波が襲っていた。「なぜ、この不況時に工事をやるのか」という工事着工を訝る声も、地元商店街から聞こえてきた。事実、八千代座に近い豊前街道沿いの土産物屋と食堂が、不況のあおりで間もなく閉店した。

八千代座が新規にオープンするまでのつなぎを作りたい、修理中の八千代座にも興味を持ってほしい、併せて市内の商店等も経済的に潤ってほしい――以上が修理工事そのものを公開する当初の目的であった。平成になり、郊外型の大型店の攻勢により、中心市街地の凋落は顕著で、八千代座復興はその活性剤の一つであった。長丁場の修理工事を市民に理解してもらうためにも、「どうにかしなければ」と気ばかりがあせった。

全国の事例を調べ、平成八年三月と五月の二回にわたり、重要文化財である札幌市の時計台の修理現場と、奈良県の平城京跡に復元されていた朱雀門の公開中の様子を研修した。

時計台の覆い屋は実にユニークで、外枠に半透明と透明のアクリル板が採用されていた。市側の要望で、観光客がバス等で前を通る際、時計が見えるようにとの配慮だそうである。時計のある正面部分が透明で、昼間は内部が暗く、外からは少し見えにくいものの、夜間はライトアップされ、はっきりと見ることができた。

朱雀門の工事現場では、毎年二回、五月の連休と秋の行楽シーズンに大規模な公開を実施していた。巨大な覆い屋内の回廊部分から建設中の朱雀門が見えるようになっていた。事前に公開のポスターを製作し、博物館等に配布した。一日で三、〇〇〇人、連休の三日で九、〇〇〇人の見学者があった。また、別棟では、古道具

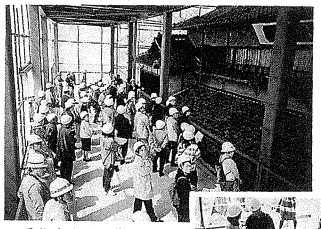

八千代座市民見学会：（上）覆い屋２階に建設された展望ステージから八千代座を俯瞰する／（右）柿葺き（トントン葺き）実演の様子

を使ったデモンストレーションや瓦葺きの試し葺きの実演も行われた。

(3) 修理工事をまちづくりに活かす

文化財保存修理工事公開の原則は、文化財及び文化財修理の啓蒙・啓発が第一といえる。なぜ、長い年月と多くの予算をかけ修理をするのか、文化財とは何か、文化財の修理とは――まず市民などに理解してもらうことが重要である。これがひいては、まちづくりのリーダー等の養成につながり、まちづくりの原動力になるものと確信する。まちが元気になるということは、経済的にも潤うという図式が完成する。

修理工事と公開は二足の草鞋で行わなければならない。山鹿市では、大きく分けて四つの事業を展開した。一つめは、覆い屋の二階部分に常時見学が可能な展望ステージを建設した。一三〇畳ほどのスペースがあり、一度に三〇〇人が見学可能である。二つめが、八千代座の建物や公演の写真、鬼瓦等を展示した修理展示館の建設である。平成四年にはすでに八千代座の向かいに芝居の小道具類を展示する八千代座管理資料館（通称「夢小蔵」）がオープンしている。三つめに、二ヶ月に一回の割合で八千代座保存修理工事市民見学会を実施した。毎回、市内外から約八〇名の参加があり、工事の節目のタイムリーな話題をテーマに実施している。過去二六回開催し、二七回めとなった五月二〇日は、「八千代座を彩る（その一　漆塗り）」のテーマで行われた。四つめは広報対策である。一〇〇年に一度の重文の芝居小屋の大修理を広く周知することを目的に公開のパンフレットを製作、旅行エージェントや博物館などに配布した。また、広報紙や新聞などのメディアを利用し、広くPRした。

以上が市の主な公開事業であるが、これでも財政事情から実行できたのは当初の計画の半分ほどであった。おまけに八千代座管理資料館や修理中の八千代座を案内する人件費がカットされ、案内役を自ら文化課職員が担当しなければならなかった。八千代座と文化課のオフィスとの間（歩いて五分）を奔走する毎日が続いた。

結果として、展望ステージ建設から解体するまでの二年半で、約六万人の見学者が八千代座を訪れた。八千代座市民見学会にも延べ二、五〇〇人が参加した。小・中・高等学校の修学旅行、旅行のツアー、高校や大学の研修、建築家の研修会など多くの目的で利用された。また、工事の途中ではあったが、昨年の一〇月には、熊本未来国体のスポーツ芸術会場としても使われた。

(4) おわりに

まちづくりは、人づくりにつきる。

豊前街道筋には近世、近代の町家が数多く残る。山鹿市は独自の景観条例を平成一〇年に制定し、八千代座を核としたまち並み整備を実施してきた。

八千代座の様々な公開事業を通して、市内の建築関係者や市民の間に少しずつ文化財の意義や活用の考え方が浸透してきたように思う。ここ最近、古い酒蔵を利用したコンサートが行われたり、古い家を喫茶や画廊として利用し、活気を呈しているところも出てきた。

いよいよ八千代座完成の平成一三年五月まで一年となった。蒔かれた種が芽吹き、山鹿市のまちづくりに根づくことを期待したい。

論文5

登録文化財制度の特色と問題点

――矢橋家住宅の保存修理工事を通して

東京工業大学助手
山崎鯛介

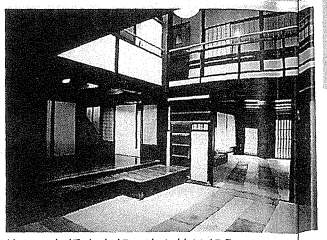

竣工・矢橋家内部の吹き抜け部分

(1) はじめに

大垣市赤坂町の矢橋家住宅の改修工事は、公費補助を受けた登録文化財建造物の保存修理工事として最も早く実施され、平成一一年に一応の竣工をみた。設計監理は早川正夫建築設計事務所が担当し、施工は矢橋林業株式会社が請け負った。現在のところ、登録文化財制度はその登録件数を着実に増やしている一方で、実際に活用のための改修が行われた例はまだ少ないようである。本稿は、この制度の特色と問題点について、改修工事を振り返りながら考え直してみたものである（工事の内容は『月刊文化財』平成一一年七月号、『住宅建築』平成一二年三月号などに詳報のため省略）。

(2) 登録文化財制度の特色

登録文化財制度では、保護の対象とする建物の範疇が従来よりも大幅に拡大された。従来の指定制度では保護の対象が学問的・芸術的に価値の定まったものに偏りがちであったことから、比較的新しい時代の建物は価値づけが遅れ、文化的価値の高いものが数多く失われてしまった。登録文化財制度にはこうした建物が無条件に取り壊されていくのを防ぐ役割が期待されている。

また、この制度の最も大きな特色は、生活に必要な箇所の現状変更が可能になった点である。従来の指定制度では現状変更が厳しく規制されていたため、文化財の指定を受けた民家などでは生活が不自由になり、その建物に住めなくなる場合もあった。いうまでもなく、建物は生活から切り離され、使われなくなった瞬間から急速に老朽化する。建物をよりよい状態に保つためには、本来の姿で使われ、日常的に手入れされることが一番なのである。

矢橋家は、一〇年以上前に改修計画が持ち上がった当初から、多くの人に重要文化財の指定を受けることを勧められていた。それは建物が近世末期の高雅な文化を伝えるのに十分な状態で保たれていたからであり、またそうした遺構が貴重で、しかも住宅史などの関連学問分野にとっても寄与するところが大きいと考えられたからである。しかし、古い生活のしきたりと共に住み続けたいという矢橋氏の願いから、当時の保護制度の下で文化財指定を受けることは躊躇された。事実上住めなくなる可能性があったからである。改修計画はその後しばらくの間、必要な改修を済ませた後に重要文化財の指定を受けることはできないか、という方向で検討された。最終的に登録文化財制度の適用を受けることにしたのは、新しく創設されたこの制度の特色が改修の基本的姿勢に対応すると考えられたからである。

(3) 矢橋家主屋における試み

改修に際して設計者に与えられた課題とは、建物の文化的価値を具体的に見極めることと、その文化的価値が将来にわたって受け継がれるような改修工事を行うことの二点であったと考えている。

登録文化財制度では、竣工後五〇年以上経ち、ある程度の条件を満たしていれば文化財に登録できるなど、求められる「文化財」の基準が指定制度に比べて極めて緩く、また登録手続きに必要とされる書類も少ない。手続きの簡略化は望ましいが、問題は登録に際して詳細な調査が必要とされないために、登録しただけでは建物の詳細な文化的価値が明確にされないという点である。詳細な調査はおそらく改修を伴う保存修理工事に際して初めて行われ、建物の文化的価値は建物のどこを残し、またどのように生かしていくかという改修計画の中で明確にされていくと考えられる。このように、登録文化財制度が従来の指定制度と大きく異なるのは、建物の文化的価値づけが建築史を専門とする学者のみではなく、建築家の主導で行われる点にある。

矢橋家に受け継がれてきた文化とは、煎茶趣味を軸とする近世末期の文人文化である。この文化は生活全般にわたって浸透する質のものであるため、造形的には座敷の意匠が特徴的ではあるが、やはり建物のいたるところにその風雅の精神が現れていると考えなければならない。そのため、当初からその面影が変わらないと思われる、通りに面した一階の座敷と土間などはできるだけ手を着けず、主な改修は二階部分と水廻りに対して行った。そして、古い部分と新しい部分が交錯する土間の吹き抜け部分は、古い部分の特徴を継承することを意識してデザインした。具体的には、当初の開放的な空間に近づけるために二階の北面と東面を渡り廊下にしたこと、栂、松などの国産材を極力使用したこと、仕上げに漆塗りを行ったこと、装飾的な部分は既存の意匠をできるだけ応用したことなどが挙げられるが、いずれも綿密な調査をもとに再解釈を加えて行った。

建物の文化的価値が将来にわたって受け継がれるためには、意匠だけではなく材料・工法においても、その地域の伝統的な方法を試み、そうした修理技術を継承していくことが肝要である。今回の木工事と塗装工事は矢橋氏の経営する矢橋林業が直接担当したが、この工事を通して職人に伝統的な技術を体験させるという考えは、矢橋家と早川事務所の当初からの絶対条件であった。もちろん過去に文化財の修理経験などないから見よう見まねの手探りである。伝統的修理技術の継承という点では美濃という地域は恵まれているようで、屋根師と左官屋はいずれも隣の集落の者であるが、伝統的技術に通じており、後進の指導にも積極的であった。矢橋家には近い将来修理が必要とされる建物が数多くあり、また赤坂の町全体にもそうした建物は数多く存在するので、こうした修理技術が継承されていくことを期待したい。

(4) 登録文化財制度の問題点

改修工事を通して感じたこの制度の第一の問題点は、修理工事費に対しては公費補助が一切出ない点である。そのため多くの場合、予算的に解体修理は望めないように思われる。矢橋家の場合は事前に床の沈下、柱の倒れ、部材の腐朽などを綿密に調べた結果、その影響は少ないと判断したが、長期的に見れば五〇年後くらいには根本的な修理を行うことが望ましいと考えられる。文化財に登録された建物のほとんどは修理を必要とするであろうし、所有者の多くは解体修理を行うほどの資産家ではないと思う。近い将来には工事費が都合できないために登録を解除し、取り壊さざるを得ないという実例が現れることも予想される。

もう一つの問題点は、「文化財」という概念が不明確になってしまった点である。現状変更の容認にみるように、従来の文化財の概念を根本的に見直そうとする制度だから当面は仕方がないが、学術的評価と一体となった従来の重要文化財と同じ「文化財」という用語を用いていながら、それとの関係がまだ見えてこない。

登録文化財の保存修理事業では、まちづくりなど地域文化の継承・振興に寄与することが重視されており、そのため設計監理においても都道府県や市町村の教育委員会と十分な協議を行うことが求められている。したがって、地方自治体、特に都道府県の教育委員会の果たすべき役割は従来の指定制度よりもはるかに大きいと考えられる。また先述のように建築家が建物の文化的価値の判断を主導することを考え合わせると、登録文化財制度とは、それぞれの地域における高度な市民社会を前提とした制度と考えられ、従来の国家中心型の指定制度とは目的も手法も異なるものと考えられる。

一方で、登録文化財制度には従来の指定制度を補完する役割も期待されており、特に近世住宅などの木造建築の中には、重要文化財に準じるような高い価値の建物も含まれている。こうした建物については、将来的に重要文化財に格上げすることが望ましい。また、指定を受けている重要文化財に対しても、登録文化財での改修の成功例を参考に、緩やかな現状変更を認めるなど、それぞれの長所を取り入れるように併用していくことが肝要と思われる。そうした試みの中からこれまで以上に普遍的な「文化財」という概念が形づくられていくことが望ましいと思う。

表紙解説

伝統的建造物群保存地区シリーズ⑯

●上平村菅沼伝統的建造物群保存地区（富山県）

山村集落／平成6年12月21日選定

撮影／三沢博昭

富山県南西端の山岳地帯にある上平村は、白山山系の尾根筋や谷筋を境として、東は相倉保存地区のある平村が接し、これらの地域は五箇山と呼ばれていた。かつて五箇山の七〇の集落には、合わせて一、五〇〇棟を超える合掌造の家屋があった。しかし、現在もその独特な歴史的景観を保持しているのは、相倉・菅沼の両保存地区のみである。両地区は昭和四五年に国指定の史跡となり、合掌造家屋の保存が図られてきた。さらに、平成六年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、平成七年一二月、岐阜県の白川村荻町とともに「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として世界遺産一覧表に文化遺産として登録された。

菅沼保存地区は庄川沿いの集落で、蛇行して流れる庄川沿いにある。保存地区は面積約四・四haと決して広くないが、保存地区のある平坦地は川に突き出した舌状台地の地形で、三方を川の流れに囲まれている。独特の自然環境と歴史的な経緯が育んだ建築形式を保持する伝統的建造物群が、周囲の環境とともに良好に保存されている。

伝統的建造物群の中核をなすのは、各家の主屋と板倉・土蔵などの附属屋である。主屋のうち九棟は合掌造で、妻入とする点など、相倉保存地区のものと同様の特徴をもっている。妻面には急勾配の合掌屋根の架構の特色がよくあらわれている。

（文化財保護部建造物課文化財調査官　上野勝久）

編集後記

『文化庁月報』平成一二年一月号の特集「文化財建造物の防災」につづき、今回は「文化財建造物の修理」を特集しました。明治三〇年以来の長い取り組みがある中で、本特集は、修理に係る現状と課題を客観的な視点からわかりやすく整理し、今後の方向性について広く一般に課題を投げかけることを意図して企画されたものです。限られた紙面の中で目的がどの程度果たせたか定かではありませんが、執筆者はそれぞれに大きな緊張感の中で筆をとりました。

時代の移り変わりと共に社会情勢や人々の価値観が変化する中で、伝統を継承していくことには色々なジレンマが伴います。巻頭言にも述べられているように、文化財建造物が現在抱えている課題には、科学技術や経済に関する問題のみならず、文化財を継承していく精神や心情の問題も含まれているのです。

この特集の内容がたたき台になって、日常のいろいろな場面で文化財保護の今後についてのちょっとした議論が起これば幸いです。

（KS）

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。

《ホームページアドレス》
http://www.bunka.go.jp/
《ウェブマスターメールアドレス》
webmaster@bunka.go.jp

文化庁月報　6月号　（通巻381号）

平成12年6月25日印刷・発行

編　集－文化庁
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3－2－2

発　行－株式会社ぎょうせい
本　社　〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本　部　〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話　編集 03(3571)2126
販売 03(5349)6666
URL：http://www.gyosei.co.jp

印刷所－㈱行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円
年間購読料6,480円
本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先
㈱ぎょうせい営業部広告課
電話03(5349)6657（ダイヤルイン）

©2000 Printed in Japan

ISSN 0916－9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。